二の一、二一二の二、足代字城ケ谷三六九七の一、三六九八、毛田三四六五から三四七三まで、三四七七から三四八七まで、三五〇〇から三五一九まで、三五二〇の一から三五二〇の三まで、中庄二五八四の三の三一から二五八四の三の三九まで、二七四七から二七四九まで、二九六四の二九八、二九六四の四一九、二九六四の四二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字葛籠七五五、七五六の一から七五六の三まで、七五七から七五九まで、七五九の二、七六〇、七六二の一、七六三の一、七六四、中庄二五八四の三の三九（次の図に示す部分に限る。）、二七四七から二七四九まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十四年十二月九日農林省告示第千八百九十二号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一　縦覧開始の日　平成二十四年二月十四日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県越谷市西方一丁目三千三百四十番地一　独立行政法人都市再生機構埼玉東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山の手2の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市西区山の手

四四四番三　一号

四四四番　二号

四四五番　三号及び四号

四五四番一　五号から七号まで

四四八番三　八号

四四六番　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道古平郡古平町大字新地町

三〇九番　一号から四号まで

二〇六番二　五号

二〇六番四地先国有地　九号

三一六番　十五号、十六号及び十九号

三四一番　十七号

三〇四番　十八号

三〇六番　二十号

三一四番地先道路敷　二十一号

三五〇番　二十二号

九二番一　二十三号

○経済産業省告示第二十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

表の委任した機関名の欄中「経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長」を「経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）」に改め、委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援のうち連携体構築支援事業、事業化・市場化支援事業、地域資源活用売れる商品づくり支援事業及びアイヌ中小企業振興対策事業、中小商業活力向上のうち中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業、地域商業活性化支援に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、新事業活動促進支援（連携体構築支援事業、事業化・市場化支援事業、地域資源活用売れる商品づくり支援事業及びアイヌ中小企業振興対策事業に限る。）、中小商業活力向上（中小商業活力向上施設整備事業及び中小商業活力向上支援事業に限る。）、中小企業高度グローバル経営人材育成事業、地域商業活性化支援に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年二月十三日から施行する。

○国土交通省告示第百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年二月十三日

国土交通大臣　前田　武志

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一三AU〇二	平成十四年五月二十二日	平成二十三年十二月二十一日	自動車等給油メーター	ギルバーコ　オーストラリア　リミテッド	ギルバーコ　オーストラリア　リミテッド　二十　ハイゲート　ストリート　オーバン　ニューサウスウェールズ　二千百四十四　オーストラリア

○経済産業省告示第二十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百一条第三項において準用する同法第六十六条の規定によって指定外国製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

計量法第百一条第三項において準用する同法第六十六条の規定によって指定外国製造事業者の指定の効力が失効した外国製造事業者